



オムスワはOkayama Medical Social Worker Associationの頭文字の略語です。

岡山県医療ソーシャルワーカー協会事務局：玉島病院内 倉敷市玉島乙島4030 <http://www.omswa.org/>

全国的に梅雨明けが遅くなっており、暑い日が続いていますが、休息をしっかりととりながら、この夏を乗り切りましょう。



## 研修部からのお知らせ

### 【2020年度 基礎コース研修内容について（お知らせ）】

例年であれば「基礎コース研修」が始まっているのですが、新型コロナウイルスの影響で集合研修開催の見通しが立たず、いまだ研修参加募集もできていない状況です。この間協会で協議してきた結果、今年度の「基礎コース研修」をオンラインでおこなうこととしました。

下記の通り研修計画をしております。オンラインでおこなうため、みなさまにオンライン環境のアンケート調査をさせていただきます。

### ★2020年度 基礎コース研修計画

#### 第1回研修 「SWの視点」 ライブオンライン講義＋オンライングループワーク 9～10月開催予定

午前 1年目 講義（石橋京子氏）＋グループワーク

午後 2・3年目 講義（森田千賀子氏）＋グループワーク

#### 第2回研修 「介護保険」 ライブオンライン講義＋オンライングループワーク 12月開催予定

1～3年目共通 講義＋グループワーク

#### 第3回研修 「事例検討」 オンライン 2月開催予定

1～3年目共通 各グループにて事例検討

- ・オンライン基礎コース研修の開催に関する調査票にご協力ください。同封の調査票を提出してください。
- ・研修参加募集案内は後日お送りします。2020年度基礎コース研修参加希望の方はその募集案内にてお申し込みください。



## 事務局からのお知らせ

### 【2020年度第2回理事会報告（7月20日開催）】

日時：7月20日(月)19:00～20:30

ZOOMにてオンライン開催

議事：1. 各部事業報告・計画

広報出版部…協会ニュースについて、年報について

研修部…研修計画について、集合研修開催のガイドラインについて

財務部…財務報告等

2. 会員調査および会員登録更新によるデータベース作成について

3. 会員への情報発信の検討について

4. 当法人のZOOMアカウントについて

5. 70周年記念行事について

6. その他

令和2年7月豪雨への災害支援について 他



【会員の異動】と 新入会員紹介 は ホームページ上では掲載しません。  
各施設へお送りした本誌をご覧ください。





☆今月の担当は、日高（岡山大学病院）、櫻井（榊原病院）、安保（梶木病院）でした。

9月の担当は、福田（岡山西大寺病院）、眞宮（光生病院）、和田（岡山労災病院）です。尚、原稿を依頼される場合は、和田（岡山労災病院）のメールアドレスまでお送り下さい。

締め切り 8月20日（木）必着 和田 support-msw@okayamah.iohas.go.jp

## 役に立つ豆知識

### 患者サポート体制充実加算（入院初日）70点

医療従事者と患者との対話を促進するため、患者又はその家族等（以下、患者等）に対する支援体制を評価したものであり、当該保険医療機関に入院している患者について、入院期間中1回に限り、入院初日に算定。がん拠点病院加算を算定している場合は算定できません。



#### ＜患者サポート体制充実加算施設基準＞

- (1) 当該保険医療機関内に患者等から疾病に関する医学的な質問並びに生活上及び入院上の不安等、様々な相談に対応する窓口を設置していること。
- (2) (1)における当該窓口は専任の医師、看護師、薬剤師、社会福祉士又はその他医療有資格者等(※1)が当該保険医療機関の標榜時間内において常時1名以上配置(※2)されており、患者等からの相談に対して相談内容に応じた適切な職種が対応できる体制をとっている必要がある。なお、当該窓口は医療安全対策加算に規定する窓口と兼用であっても差し支えない。
- (3) (1)における相談窓口配置されている職員は医療関係団体等が実施する医療対話仲介者の要請を目的とした研修を修了していることが望ましい。
- (4) 当該保険医療機関内に患者等に対する支援体制が整備されていること。なお、患者等に対する支援体制とは以下のことをいう。
  - ア 患者支援体制確保のため、(1)における相談窓口と各部門が十分に連携していること。
  - イ 各部門において、患者支援体制に係る担当者を配置していること。
  - ウ 患者支援に係る取組の評価等を行うカンファレンスが週1回程度開催されており、必要に応じて各部門の患者支援体制に係る担当者等が参加していること。
  - エ 各部門において、患者等から相談を受けた場合の対応体制及び報告体制をマニュアルとして整備し、職員に遵守させていること。
  - オ (1)における相談窓口及び各部門で対応した患者等の相談件数及び相談内容、相談後の取扱い、その他の患者支援に関する実績を記録していること。
  - カ 定期的に患者支援体制に関する取組みの見直しを行っていること。
- (5) 当該保険医療機関内の見やすい場所に、(1)における相談窓口が設置されていること及び患者等に対する支援のため実施している取組を掲示していること。  
また、当該保険医療機関の入院患者について、入院時に文書等を用いて(1)における相談窓口について説明を行っていること。
- (6) 公益法人日本医療機能評価機構等、第三者の評価を受けていることが望ましい。



(※1) 医療有資格者等とは・・・

医療機関において患者等からの疾病に関する医学的な質問並びに生活上及び入院上の不安等に関する相談について対応してきた者を指します。下記のすべてに該当するものであれば、医療有資格者でなくても構わない。

- ・患者サポート充実加算に関する業務を1年以上経験している者
- ・患者の相談を受けた件数が20件以上ある者
- ・患者サポート充実加算に関する院内外での活動を行っている者

(※2) 常時1名以上配置とは・・・

トイレや昼休憩等の離席時には、代わりの対応者が必要です